

産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会
意匠審査基準ワーキンググループの設置について

平成 20 年 7 月
特 許 庁

1. 目的

政府の知的財産戦略本部が本年 6 月 18 日に決定した知的財産推進計画 2008 において、特許審査の質・予見性を更に高めるために、各方面の有識者から構成される委員会を設置し、審査基準を定期的に点検する旨の指摘がある。そこで、意匠においても知的財産政策部会意匠制度小委員会の下部組織として、「意匠審査基準ワーキンググループ」を設置し、審査上の指針となる意匠審査基準等について、さらなる的確性と予見性の向上を図ると同時に、審査基準の策定方法の透明化を図る枠組みを整備することとする。

2. 検討事項

意匠審査基準に関して、法改正に伴う改訂事項や、意匠制度ユーザーから要望の強い案件について検討を行う予定。

3. スケジュール(案)

7 月 29 日(火)に第 1 回会合を開催。広くパブリックコメントを求めた後、10 月頃に第 2 回会合を開催し、本年度の取りまとめを行う予定。

来年度以降は適宜開催予定。

(参考)

【知的財産推進計画 2008】より抜粋

第二章 知的財産の保護

・ 知的財産を適切に保護する

3. 知的財産権の安定性・予見性を高める

審査基準を見直し、予見性を高める

)特許の審査基準に関する検討手続の透明性の一層の向上を図りつつ、審査基準を、技術、産業及び国際的な動向に適切に対応し、審査、審判、裁判における判断の調和に資するものとするために、司法関係者、弁理士、法学者、経済学者、科学者、産業界等から構成される「審査基準専門委員会(仮称)」を 2008 年度中に設置し、審査基準を定期的に点検する。